

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

- 特定計量器定期検査の実施（六件）……………一
- ……（生活文化局計量検定所検査課）……………一
- 地籍調査事業計画の策定……………二
- ……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………三
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………四
- ……（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………四
- 漁業法による遊漁規則の変更認可……………五
- ……（産業労働局農林水産部水産課）……………五
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六
- ……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）……………八
- 都市計画の図書の縦覧（二件）……………九
- ……（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）……………九
- 毒物劇物取扱者試験の実施……………一〇
- ……（福祉保健局健康安全全部業務課）……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………一一
- ……（産業労働局商工部地域産業振興課）……………一二
- 障害者就業・生活支援センターの変更……………一三
- ……（産業労働局雇用就業部就業推進課）……………一三
- 東京都職員共済組合印刷物取扱規程の一部を改正……………一四

する規程……………（東京都職員共済組合）…三

## 告 示

### ●東京都告示第六百八十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

#### 一 検査地域

檜原村

#### 二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

#### 三 検査期日

平成二十六年五月二十八日から同月二十九日まで

#### 四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

#### 五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

### ●東京都告示第六百八十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年四月二十五日

東京都知事 舛 添 要 一

#### 一 検査地域

日の出村

#### 二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

#### 三 検査期日

平成二十六年六月二日から同月四日まで

#### 四 検査場所

(一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

#### 五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

### ●東京都告示第六百八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

## 雑 報

氏名

久野 多佳子

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第八二二〇九号

二 免許の取消しをした年月日

平成二十六年四月三日

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第一号に該当するため

●東京都告示第六百九十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定に基づき、平成二十六年四月一日付けをもって東京都内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

一 内共第一号

(一) 漁業権者の名称及び住所

奥多摩漁業協同組合

青梅市御岳二丁目三百三十三番地

水川漁業協同組合

西多摩郡奥多摩町水川千七百九十三番地

(二) 変更後の規則施行年月日

平成二十六年四月一日

(三) 変更の内容

次のとおり

内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

現行

第8条第1項下表

対象魚種	漁具 漁法	期間	遊漁料	
			組合事務所又は指定店納付 (消費税込み)	現場で監視員に納付する場 合の遊漁料(消費税込み)
やまめ にじます いわな	竿釣	1日	2,000円	2,500円
			5月1日以降 1,500円	5月1日以降 2,000円

変更後

第8条第1項下表

対象魚種	漁具 漁法	期間	遊漁料	
			組合事務所又は指定店納付 (消費税込み)	現場で監視員に納付する場 合の遊漁料(消費税込み)
やまめ にじます いわな	竿釣	1日	2,000円	2,500円

二 内共第二号

(一) 漁業権者の名称及び住所

秋川漁業協同組合

あきる野市養沢千三百十一番地

(二) 変更後の規則施行年月日

平成二十六年四月一日

(三) 変更の内容

次のとおり

内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

現行

第8条第1項下表

対象魚種	漁具法	期間	遊漁料 (組合事務所又は指定店 納付) (消費税込)	現場で監視員に納付する 場合の遊漁料 (消費税込)
あゆ	竿釣 手釣	1日	2,000円	3,000円
にじます やまめ	竿釣 手釣	1日	解禁日から3月末日まで 2,000円	解禁日から3月末日まで 3,000円
			4月1日から解禁終了まで 1,500円	4月1日から解禁終了まで 2,000円

変更後

第8条第1項下表

対象魚種	漁具法	期間	遊漁料 (組合事務所又は指定店 納付) (消費税込)	現場で監視員に納付する 場合の遊漁料 (消費税込)
あゆ	竿釣 手釣	1日	2,000円	4,000円
にじます やまめ	竿釣 手釣	1日	2,000円	4,000円

三 内共第五号

(一) 漁業権者の名称及び住所

多摩川漁業協同組合

府中市府中町二丁目二十五番地

恩方漁業協同組合

八王子市上恩方町千三百五十三番地

(二) 変更後の規則施行年月日

平成二十六年四月一日

(三) 変更の内容

次のとおり

内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

現行

第5条第1項下表

魚 種	遊 漁 期 間
かじか	解禁日から12月31日まで（ただし、醍醐川と案下川の合流点より上流は解禁日から9月30日まで）

第8条第1項下表

魚 種
雑 魚 (ふな・うぐい)

変更後

第5条第1項下表

魚 種	遊 漁 期 間
かじか	5月1日から12月31日まで（ただし、醍醐川と案下川の合流点より上流は5月1日から9月30日まで）

第8条第1項下表

魚 種
雑 魚 (ふな・うぐい・かじか)